

健康保険 被扶養者現況報告のお願い

健康保険法施行規則第50条により健康保険の被扶養者について資格の確認を行います。
子供が就職した際は、健康保険の扶養から外す必要があります。

また、被扶養者の収入が130万円以上になった場合も速やかに健康保険の扶養から外す手続きをお願いいたします。

被扶養者としての資格確認をするため、下記の通りご報告いただきたくお願い申し上げます。

1. 対象者・・・4月1日現在、18歳以上75歳未満の被扶養者
2. 下記の方は健康保険の扶養から外れますので「被扶養者変更届」と「健康保険・被保険者証」を送付ください。

- ・就職した方（例：3月まで学生）
- ・収入が130万円以上の方
- ・収入が180万以上の①60歳以上、又は②障害者の方
- ・海外に帯同している被扶養者につきましても日本同様に収入が130万円(円換算)を超えた場合には、健康保険から除外します。

<被扶養者変更届は電子ファイル から在籍会社のシートを印刷>
大分類164人事部-中分類020申請・届出-小分類310社会保険提出書類-
004被扶養者変更届 (扶養変更.xls)

3. 被扶養者としての資格確認をするための提出書類

・・・次の(1)～(3)のいずれかの書類

- (1) 就学中の方：在学証明書（予備校も含む）
- (2) 老齢・遺族・障害等の年金を受給中の方：下記①.②の両方
①所得証明書(または非課税証明書)と確定申告をされた方は確定申告の写し
②老齢・遺族・障害等の年金額改定通知書・年金振込通知書のコピー
・・・(6月初旬に自宅宛郵送された年金の支払額が記載されているもの)
- (3) 上記(1)、(2)以外の方：下記①または②のいずれか
①所得証明書と確定申告をされた方は確定申告の写し
②非課税証明書と確定申告をされた方は確定申告の写し

◎所得証明書および非課税証明書の請求先は？
1月1日現在、住民票のある市区町村役場です。

◎確定申告は？
営業等・農業・配当・不動産等の申告をされた方

4. 提出期限 7月27日(水)

キックマン健康保険組合（人事部社会保険グループ 榊原宛 内線;野田5091）

各所属お取りまとめの上、被扶養者調査該当者一覧表と証明書類をご提出ください。

(注意1) 証明書類の右上に赤字で社員番号(または被保険者番号)、氏名を必ず記入してください。

(注意2) 提出期限までに書類が届かない場合は、健康保険の扶養から外れることとなります。

以上